

回 (年度)	問 題
第69回 (元年)	<p>〔第一問〕 - 50点 -</p> <p>問1 個人住民税に関する以下の点について簡潔に述べなさい。</p> <p>① 個人住民税の所得控除制度の趣旨及び概要（所得税と取扱いが異なる点については重点的に言及すること。）</p> <p>② 令和元年度の個人住民税について適用される配偶者控除及び配偶者特別控除</p> <p>③ 調整控除（令和元年度の個人住民税から適用される内容についても言及すること。）</p> <p>（注）令和元年度の個人住民税とは、平成31年1月1日を賦課期日とする、平成30年中の所得に係る個人住民税をいう。</p> <p>問2 平成31年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、以下の点について述べなさい。</p> <p>① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨</p> <p>② 納税義務者及び課税団体</p> <p>③ 特例対象となる退職所得</p> <p>④ 税率、税額計算及び徴収方法</p>